

## 伊勢原市下水道使用料の賦課徴収に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市下水道条例（昭和48年伊勢原市条例第4号。以下「条例」という。）及び伊勢原市下水道条例施行規則（平成15年伊勢原市規則第3号。以下「規則」という。）の規定による公共下水道の使用料（以下単に「使用料」という。）の賦課徴収に関する事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(算定基準日)

第2条 規則第12条第2項の規定により、同条第1項の規定により難いと認めるときとは、条例第18条第5号から第7号に規定する排水量の認定等を受ける基準日を月初めに変更するとき等をいう。

(使用料の徴収等)

第3条 条例第13条第2項及び第14条第2項に規定する市長が必要と認めるときとは、地下水等を多量に使用する場合で市長が別に認定する時及び神奈川県企業庁が水道の点検を1月とするときをいう。

(使用料の月数計算)

第4条 規則第13条第3項の規定による月数計算について、同条第1項各号及び同条第2項各号の規定により難いと認めるときは、公共下水道の使用期間が2月を超える場合に、2月（条例別表第1）によるものとする。

(徴収の時期)

第5条 規則第14条第2項に規定する別に定める指定日とは、点検日が1日から10日までは翌月26日、点検日が11日から20日までは翌々月6日、点検日が21日から末日までは翌々月16日とする。ただし、その日が取扱金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日とする。

(集合住宅等の料金計算の特例の要件)

第6条 規則第15条第1項の規定により使用料の特例計算を申請できる集合住宅等（以下「集合住宅等」という。）は、受水槽により給水を受け、かつ、建物に複数の世帯が入居する住宅等とする。

(集合住宅等の排水量及び使用料の取扱い等)

第7条 規則第15条第3項の規定による集合住宅等の排水量の取扱い及びこの場合の使用料は、各世帯の排水量により算出した各世帯の使用料の合計額（以下「各世帯使用料合計額」という。）と、各世帯使用料合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額とする。

2 前項に規定する各世帯の排水量は、集合住宅等の排水量を規則第15条第2項の規定による申請のあった世帯数又は同条第4項の規定による届出のあった世帯数（以下「申

請世帯数」という。) で除して得た水量に相当する水量とする。

- 3 集合住宅等に入居している世帯に規則第19条第3項の規定による減免の適用を受けた世帯がある場合の使用料は、第1項の計算額から同項の計算額を当該集合住宅等の申請世帯数で除した額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に減免率を乗じた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減額した額とする。

(特別の納期限)

第8条 条例第17条第3項に規定する別に定める納期限は、神奈川県企業庁が別に定める納期とする。

(排水量の認定)

第9条 条例第18条第4号及び第7号に規定する排水量は、次に定めるところによる。

排水量の認定基準		
区分	排水量	
水洗式トイレ	1か所/1人・月	1.3 立方メートル
牛(経産牛)	1頭/月	5.6 立方メートル
牛(未經産牛)	1頭/月	2.0 立方メートル
豚(生後5か月以上)	1頭/月	1.8 立方メートル
豚(生後2か月以上5か月未満)	1頭/月	0.6 立方メートル

- 2 規則第16条第1項に規定する排水量及び前項に規定する牛、豚の頭数の適用時期は、請求月の前月の末日とする。

(排水量の申告)

第10条 規則第17条第1項の規定による公共下水道排水量(新規・変更)認定申告書は、ファクシミリ又は電子メールによる提出ができる。

- 2 規則第17条第2項ただし書の市長が認める場合とは、一部接続による定量賦課申告等で継続的に申告を必要としない場合をいう。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市下水道使用料の賦課徴収に関する事務取扱要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月28日告示第153号）  
この告示は、平成30年4月1日から施行する。